

# 教育大綱の法的位置付け

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第1期計画（平成20年7月1日閣議決定）平成20～24年度 ※第2期計画（平成25年6月14日閣議決定）平成25～29年度 ※第3期計画（平成30年6月15日閣議決定）平成30～令和4年度 ※第4期計画（令和5年6月16日閣議決定）令和5～令和9年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 <u>※必須</u>	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 <u>※努力義務</u>

# 京丹後市教育大綱の概要

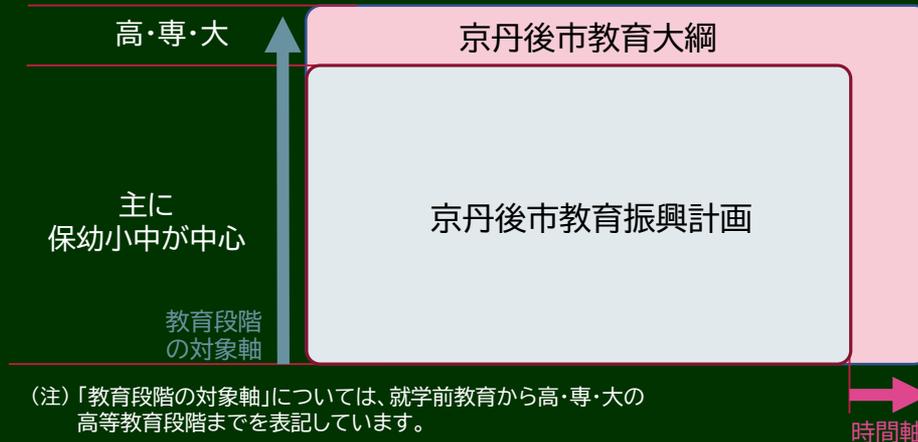
京丹後市教育大綱は、令和3年2月に策定した第2次京丹後市総合計画基本計画との整合性を踏まえつつ、まちづくり・ひとづくり全体を通じた市政全体を視野に入れながら、かつ、令和元年11月に改定した京丹後市教育振興計画以後に生じた社会の動き、変化等を踏まえて市政全体を俯瞰した新たな教育大綱として令和4年7月に策定

計画期間：令和4年度～令和6年度

## (ポイント)

- ① 本市教育振興計画に掲げる基本理念を基盤にした上で、義務教育前から義務教育期間にとどまらず、義務教育後の高等学校教育や大学・専門学校教育の期間までをも視野に入れ、市政の全・各分野を通じて必要な施策を体系的に展開
- ② 昨今の社会情勢の変化や市政各分野との連携、教育への相乗効果が臨める分野からの視点を総合的に反映

## 京丹後市教育大綱と京丹後市教育振興計画の関係性(イメージ)



令和元年11月(京丹後市教育  
振興計画中間見直し)以後及び  
令和3年2月(第2次京丹後市  
総合計画基本計画策定)以後

# 京丹後市教育大綱の策定に向けて

次期京丹後市教育大綱は、現在策定中の京丹後市総合計画と京丹後市教育振興計画との整合性を踏まえつつ、まちづくり・ひとづくり全体を通じた市政全体を視野に入れながら、かつ、社会の動き、変化等を踏まえて市政全体を俯瞰した教育大綱として策定